

最高裁秘書第3003号

平成29年7月5日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成29年度（最情）諮問第39号

（担当） 秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330 （直通）

平成 29 年 6 月 29 日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦

理由説明書

下記 1 の諮問について、下記 2 のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

6 月 29 日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、「本件対象文書が本当に不開示情報に該当するかどうか不明であるから、この点を改めて確かめてもらうために苦情の申出をする。」と主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

櫻井龍子最高裁判事の後任として山口厚最高裁判事が任命されたことに関して、最高裁が日弁連に対して行った説明内容が分かる文書

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、6 月 5 日付で、本件開示申出文書の存否を答えることはできないとして、不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 特定の最高裁判所判事の任命に係る司法行政文書が存在しているか否かを
答えるだけで、行政機関情報公開法第5条第6号に規定する不開示情報であ
る特定の最高裁判所判事の人選及びこれに関する情報を開示することになる
ので、その文書の存否を答えることはできない。

イ よって、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記
第5に基づき、当該文書の存否を明らかにしないで不開示とした原判断は相
当である。